

## 一般社団法人日本車いすカーリング協会

### 一般社団法人日本車いすカーリング協会知的財産権取扱規定

一般社団法人日本車いすカーリング協会（以下、本協会）に帰属する知的財産の使用等に関して、以下のとおり定める

#### 第1条

1 本規程の対象となる協会に帰属する知的財産とは以下のとおりとする。

- ア 公式ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）
- イ 公式写真及び動画（以下、「写真」という）
- ウ 公式テキスト（以下、「テキスト」という）
- エ 公式出版物（以下、「出版物」という）

2 前項における各知的財産権の定義は以下のとおりとする。

- ア ロゴマーク  
別紙のとおり
- イ 公式写真及び動画  
協会主催事業において本協会の構成員及び第三者が本協会からの委託を受けて撮影した写真及び動画
- ウ 公式テキスト  
当協会が運営するウェブサイト及びSNS上に掲載されているテキスト
- エ 公式出版物  
当協会が発行した出版物

第2条 本協会の知的財産は、本協会の加盟団体、競技登録者及び賛助団体、スポンサー又は本協会が認定した団体及び個人に限り使用可能（以下、使用可能な者を「使用者」という）とする。

#### 第3条

- 1.本協会に帰属する知的財産は、本協会事務局が管理するものとする。
- 2.使用者は、本協会に帰属する知的財産の使用を希望する場合には、予め本協会に本協会が指定する書面をもって届出をし、許可を得るものとする。
- 3.本協会は、使用者からの届出に対し、使用期間、表示の方法等について条件を付することができるものとする。
3. 本協会は、本協会に帰属する知的財産について、以下に該当する目的での使用を禁止しなくてはならない。
  - (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。

- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) その他本協会の趣旨に反するおそれがある場合。

(使用料)

第4条 本協会に帰属する知的財産の使用料は原則として無償とする。ただし、知的財産を使用することによって、使用者に利益が生じる場合には、本協会は使用者との間で、知的財産の使用料について協議をすることができる。

(使用中止)

第5条 下記に該当するような場合には、本協会は使用者に対して、本協会に帰属する知的財産の使用を中止させることができる。

- (1) 会員及び競技登録者でなくなった場合。
- (2) 本規定に違反して知的財産を使用した場合。
- (3) 知的財産の使用が不相当と認められる場合。
- (4) 使用する権利の期限が過ぎた場合。
- (5) その他、特段の事情が生じた場合。

(苦情対応)

第6条 使用者による各知的財産の使用に関して苦情等が発生した場合には、使用者が責任を持って対処するものとし、当協会は損害賠償等の責任を負わない。

(使用方法)

第7条 使用者は、原則として各知的財産について変更を加えることはできない。特段の事情により変更を加える必要がある場合には、事前に本協会からの許可を得るものとする。

(譲渡・貸与)

第8条 各知的財産の使用権を第三者に譲渡または貸与することはできない。

(本規定に定めのない事項)

第9条 本規定にない事項については、本協会の判断によるものとする。

(変更)

第10条 この規定は、本協会理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規定は、令和6年 月 日から施行する。